

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 基本理念	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定と進行管理	3

第2章 本県の配偶者等からの暴力の現状

1 配偶者等からの暴力に関する相談状況等	4
(1) 相談の状況	4
(2) 一時保護の状況	6
(3) 保護命令の状況	7
2 配偶者等からの暴力に対する県民の意識と実態等	8
(1) 配偶者からの被害経験等	8
(2) 配偶者から暴力を受けた場合の相談先	10
(3) 配偶者からの暴力に関する認識	12
(4) 暴力を防止するために必要だと思うこと	14
(5) 市町村におけるDV防止計画の策定状況	14

第3章 計画の内容

1 基本的な考え方	15
2 施策の体系	17
3 具体的な施策	18
基本目標Ⅰ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進	
重点目標1 配偶者等からの暴力を許さない社会の実現に向けた周知・啓発の推進	18
重点目標2 配偶者等からの暴力被害発見への取組の充実	21
重点目標3 若年層への教育及び周知・啓発の推進	24
基本目標Ⅱ 被害者に配慮した相談・保護体制の充実	
重点目標4 安心して相談できる環境の整備	27
重点目標5 外国人・障害者・高齢者等への配慮	33
重点目標6 緊急時の安全確保及び一時保護の充実	35
重点目標7 保護命令に対する適切な支援と対応	37
重点目標8 被害者への配慮	39
重点目標9 相談員等の資質向上	40

基本目標Ⅲ 自立に向けた環境整備の促進	
重点目標 10 被害者への総合的な支援	41
重点目標 11 就業支援の充実	43
重点目標 12 住宅確保に係る支援の充実	45
重点目標 13 子どもに対する適切な支援	47
基本目標Ⅳ 関係機関の支援ネットワークの充実	
重点目標 14 関係機関のネットワークの充実	49
重点目標 15 市町村における支援体制の強化	51
重点目標 16 民間団体等との連携と協働	53
重点目標 17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	55
重点目標 18 調査研究の推進	56
4 数値目標	57

資料編

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	61
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）	79
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会設置要綱	87
○ 山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画庁内検討委員会設置要綱	91
○ DV被害者支援の主な流れ	93
○ 相談窓口等一覧	94



「女性に対する暴力根絶のシンボルマーク」



「女性に対する暴力をなくす運動」
(毎年11月12日～11月25日)

女性に対する暴力根絶のシンボル
～パープルリボン～

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

どのような形であっても、また、どのような理由があっても許されるものではありません。

このため、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）が制定され、保護命令制度や都道府県配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護等の取組が始まりました。

平成16年12月には、法改正が行われ、配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充、国の基本方針の策定、都道府県への基本計画策定が義務付けられたことから、本県においても、平成17年12月に「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下、「DV防止計画」という。）を策定しました。

その後、平成19年7月には2度目の法改正が行われ、保護命令制度の更なる拡充や市町村におけるDV防止計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務などが盛り込まれたことから、県においてもDV防止計画の見直しを行い、平成21年3月に計画期間を平成21年度から平成25年度の5年間とする第2次DV防止計画を策定しました。

さらに平成25年6月には、交際相手からの暴力が社会的に問題となり、被害者及び親族等に被害が及んでいる実情を踏まえ、「生活の本拠を共にする交際相手」にも法律を準用することとされ、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正されたことに伴い、平成26年1月には国の基本方針も改定されました。

これらを受け、県においても、恋人等の親しい関係間における暴力（以下、「デートDV」という。）に対する施策も盛り込み、平成26年3月に計画期間を平成26年度から平成30年度の5年間とする第3次DV防止計画を策定し、関係機関と連携し、様々な施策を推進してきました。

現行の第3次DV防止計画は、平成30年度をもって計画期間が終了することから、これまでの取組成果や課題等を踏まえて、被害者の保護と自立支援に関する施策の一層の充実を図るため、第4次DV防止計画を策定し、さらなる施策の推進と関係機関相互のネットワークの充実を図り、DVを許さない社会の実現を目指していきます。

◆◆◆ 本計画における定義等 ◆◆◆

DV防止法に規定する「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。

また、平成25年6月の法改正で「生活の本拠を共にする交際相手」についても法律が準用されることとなりました。

こうしたことから、「第4次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」では計画の名称を「配偶者等」とし、夫婦間の暴力だけではなく、生活の本拠を共にする交際相手間や恋人等の親しい関係間における暴力についても対象としています。

◆ 「配偶者等からの暴力」とは

「配偶者等からの暴力」とは、「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を指します。つまり、「殴る」「蹴る」といった身体に対する暴力だけではなく、「人格を否定するような暴言を吐く」「大切にしているものを壊したり、捨てたりする」「交友関係を細かく監視する」などの精神的暴力や、「避妊に協力しない」「性行為を強要する」などの性的暴力、「生活費を渡さない」などの経済的暴力も含まれます。なお、警察官による被害の防止及び警察本部長等の援助に関する規定については、「身体に対する暴力」が対象となります。

◆ 「配偶者暴力相談支援センター」とは

平成13年4月にDV防止法が制定され、保護命令制度や都道府県配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護等の取組が始まりました。

配偶者暴力相談支援センターとは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う施設です。

県では、平成14年4月に女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、被害者からの相談対応、一時保護等を実施することとしました。また、平成18年4月には男女共同参画推進センターびゅあ総合を相談対応を行う配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、相談体制の強化を図っています。

2 基本理念

- ① 個人の尊厳が尊重され、配偶者等からの暴力を容認しない社会
- ② 配偶者等からの暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会
- ③ 配偶者等からの暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会

3 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づき国の基本方針に即して策定し、本県におけるDVの防止及び被害者の支援に関する施策を総合的に実施するものです。

また、本計画はDVの防止及び被害者の保護について、県、市町村、地域、関係機関・団体などが相互に連携・協力して積極的な取組を行うためのものです。

なお、施策の推進にあたっては、第4次山梨県男女共同参画計画との整合性を図っていきます。

4 計画の期間

計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間とします。

ただし、計画の期間内であっても、法改正や国の基本方針の見直しが行われた場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合など、状況の変化等を勘案し、必要に応じて見直すこととします。

5 計画の策定と進行管理

計画の策定にあたっては、庁内検討委員会を設置し協議するとともに、「山梨県男女共同参画審議会（有識者等で構成された県の附属機関）」での審議や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会（行政機関・関係機関・民間団体等で構成）」（以下、「関係機関連絡協議会」という。）での意見聴取を行い、幅広い意見を反映できるよう努めています。

また、県民意見提出制度（パブリックコメント）の手続により、計画の素案を公表し、広く県民の方からも意見等を聞き、計画の内容の充実に努めています。

この計画の推進にあたっては、毎年度、「山梨県男女共同参画審議会」に実施状況を報告し、計画の進行管理を行います。